

清瀬市相談支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第1号の規定に基づき、相談支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、障害者及び障害児とその保護者、障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他障害福祉サービスの利用支援に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、相談支援事業とは地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号。）に規定する一般的な障害者相談支援事業をいう。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者（児）
- (2) 知的障害者（児）
- (3) 精神障害者（児）
- (4) 難病患者等
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定に関わらず手帳等を所持していなくても障害に起因した困りごとを持っている者も対象者とする。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等をいう）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する指導、助言等をいう）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) その他自立した日常生活及び地域生活に必要な相談支援

(事業の委託)

第6条 市長は事業の全部又は一部を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者で、適切な事業運営をすることができると認められる事業者に委託することができる。

(職員配置)

第7条 障害者相談支援事業を実施する者は、次に掲げる職員を配置しなければならない。

- (1) 管理者（常勤 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 1名

(2) 相談支援専門員(常勤) 1名以上

(費用の負担)

第8条 この事業の利用は無料とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。